

宅配買取サービスご利用規約

株式会社マルニシ（以下「当社」という。）が提供する宅配買取サービス（以下「本サービス」という。）についての規約（以下「本規約」という。）をよくご理解頂き、本規約に同意頂いたうえでのみ本サービスをご利用頂けます。

第1条（定義）

- （1） 「当社」とは、本サービスを運営する株式会社マルニシ（所在地：兵庫県伊丹市中央1丁目2-27）を言います。
- （2） 「利用者」とは、本規約に従い、本サービスを利用し当社に次号に定める商品の査定を求める者を言います。
- （3） 「商品」とは、本サービスに基づき、利用者が当社に求める査定の対象物を言います。
- （4） 「契約者」とは、当社が本サービスに基づき商品に対する査定を行い査定金額に基づく売買契約の申し込みを行ったことに対し、本規約の定めに従ってこれを承諾し、当社との間で商品の売買契約（以下、「売買契約」という。）を締結した者を言います。

第2条（目的）

- （1） 本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する利用者及び契約者と当社との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者及び契約者は、本規約に対してご承諾頂き、本規約に対して同意したうえで、本サービスを利用するものとします。
- （2） 本規約は、本サービスに関する利用者及び契約者と当社との間の一切の関係に適用されます。

第3条（買取対象品目）

- （1） 本サービスにて買取可能な商品の品目は、時計・宝石・貴金属・ブランド（バック・財布・小物・ジュエリー）・その他当社取扱商品と同様なものとします。
- （2） 商品については、事前に利用者が当社に対し、査定可能か確認の上、当社が査定可能と判断したものに限り、当社に送付するものとします。但し、実際に当社において査定ができるものであるかを保証するものではありません。
- （3） ブランド（食器・陶器・ガラス製品）などの割れ物類について本サービスの利用はできないものとします（店頭買取にての対応になります）。

第4条（お取引可能年齢）

20歳未満の方は本サービスを利用できません。結婚している未成年者（民法上成人とみなされる）であってもご利用できません。

第5条（古物営業法に基づく本人確認手続き）

当社では古物営業法の定めにより利用者の確認をします。なお、確認方法は以下のとおりとします。

- （1）利用者は、身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポート・住民基本台帳カード・外国人登録証明書・その他公的機関が発行する証明書）のコピーを以下に定める方法に従い、当社に提出するものとします。
 - ① 利用者は、当社に対し、原則として本人写真のある証明書1種類を提出するものとします。但し、本人写真のない証明書の場合は、利用者は、当社に対して、2種類の証明書の提出をするものとします。
例 健康保険証＋住民票等
 - ② 当社は、有効期限の切れた身分証明書は取り扱いできません。
- （2）利用者において身分証明書に記載されている住所と申込住所が一致しなければいけません。
- （3）当社が売買契約に基づく売買代金を支払う金融機関の口座名義は、契約者本人に限ります。
- （4）買取代金の支払いが一万円以上の場合で、その初回のお取引、もしくは、前回の取引から住所変更があった後の取引については、お支払いの前に簡易書留の送受による確認手続きが必要な場合があります。

第6条（商品取り扱い・送付方法）

- （1）利用者が、本サービスを利用する場合に、利用者の希望により、以下の方法で当社宛に商品を送付するものとします。
 - ①利用者自身で梱包材や箱を用意して商品を当社宛に送付する方法
 - ②当社が利用者に送付する「宅配買取キット」を用いて商品を当社宛に送付する方法
- （2）利用者は、「宅配買取キット」を希望する場合は、当社に対して、インターネットまたは、電話にて注文するものとします。なお、宅配業者は当社指定の業者となること、商品によっては、当社では対応できない場合があることをあらかじめ利用者は了承するものとします。
- （3）商品の送料は当社にて負担するものとし、利用者は、商品を着払いにて当社宛に

送付するものとします。

- (4) 利用者は、商品の配送中の故障・破損等の事故防止の為に、緩衝材（新聞紙等）を入れて厳重に梱包するものとし、故障・破損の責任はすべて利用者が負うものとし、
- (5) 配送中に発生した事故については、当社は一切責任を負わないものとし、なお、当社到着後、商品に故障・破損等が認められた場合は、当社が買取に応ずることが出来ない場合があることを利用者はあらかじめ了承するものとし、

第7条（査定について・結果のご連絡）

- (1) 買取査定は、利用者が当社に送付した商品を実際に直接確認して当社が査定を行います。
- (2) 未開封や未使用品の場合でも、動作確認、現物確認の為に、当社が商品を開封することについて利用者は了承するものとし、理由の如何を問わず、商品の開封後に売買契約が締結されなかったとしても、開封についての責任について当社は一切負わないものとし、
- (3) 当社は、査定金額について、商品とその商品の査定の範囲に含まれる付属品等の価値として算出します。
- (4) 当社は、査定結果の連絡について、利用者の希望に従い、以下の方法で行うものとし、
 - ①メール
 - ②LINE
 - ③FAX
- (5) 買取査定後、当社又は利用者が売買契約を締結するかどうかについては、いずれも自由に選択できるものとし、買取査定を行った事実が当事者双方を拘束するものではありません。但し、当社が、買取が出来ない場合はその趣旨を利用者に説明します。
- (6) 買取査定にかかる期間は、当社が査定に必要な合理的期間とします。

第8条（売買契約の成立）

- (1) 当社が商品を買取る場合には、利用者に対し、買取査定額を提示する方法で売買の申込みするものとし、利用者が当社に対し、別途当社が定める書面を交付することで売買契約が成立するものとし、売買契約成立時点で商品の所有権は当社に移転するものとし、
- (2) 利用者が商品査定後返却を希望する場合にはその旨を当社に伝えるものとし、この場合、当社は、利用者に対して、申込時の住所宛に商品のすべてを返送します。この場合の送料は当社負担とします。

返送の宅配業者などは当社の指定するものになります。

- (3) 当社が商品を買取ることができない場合は、利用者に対し、申込時の住所宛に商品を返品します。
- (4) (3)の場合、原則として送料は当社の負担とします。但し、下記の商品に関する返送時の送料は、利用者の負担とする。
 - ①贋作、偽造、偽物、模倣、模造品、
 - ②メッキ品
 - ③盗品
 - ④第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等を含むがこれらに限定されません。）を侵害する商品
 - ⑤第3条（2）の定めを反し、事前に当社に確認することなく送付した商品で当社が査定できないもの
 - ⑥第16条に従い、当社が利用者に対して本サービスの利用を拒絶した場合における当社に送付済みの商品
- (5) 利用者の商品について、不正品及び違法品等の疑いがあると判断された場合、売買契約成立の前後にかかわらず、当社は、所轄警察書にその旨を申告するとともに法的対応を取る場合があります。
- (6) 返送中（再度の返送の場合も含まれます。）に発生した事故については、当社は一切責任を負わないものとします。

第9条（お支払い）

- (1) 当社は、契約者に対し、売買契約に基づく売買代金について、契約者名義の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
- (2) 当社は、売買契約締結後、5営業日以内に契約者が指定する契約者名義の銀行口座に売買代金を振り込みます。但し、以下の場合は当社において振込が遅延し又は振り込みができないことを契約者は了承します。
 - ①指定の口座情報に不備がある場合
 - ②指定の口座に振込手続きを行うも、何らかの事情で振込できない場合
 - ③契約者と口座名義の一致が確認出来ない場合及び本規約に従った身分証明書の提出がない場合

第10条（振込手数料）

当社は、売買代金のお支払いの際に発生する振込手数料を負担するものとします。但し、口座情報に不備があった場合、その他利用者の責により振込できなかった場合において、再び支払いする際の振込手数料は、利用者の負担とします。

第11条（返却）

- （1）当社が、利用者に対し、商品を返送したものの、利用者が受け取らず、当社に商品が戻った場合、その後の再返送に係る費用については、理由の如何にかかわらず、利用者の負担とします。
- （2）売買契約成立後は、返品請求、代金の増額請求など、契約者の都合による異議申し立て等は一切できないものとします。但し、当社に債務の不履行があった場合を除きます。

第12条（品質保証）

契約者は、当社に対し、売買契約に基づき売り渡す商品について、贋作、偽造、偽物、模倣、模造品、類似品、盗品、メッキ品及び違法品でないことを保証します。

第13条（契約不適合責任）

- （1）当社は、売買契約成立後に商品に、種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」と言います。）を発見した場合は、売買契約を解除することができます。この場合、利用者は、当社に対し、売買代金を直ちに返金するものとします。
- （2）当社が（1）に定める売買契約の解除を行うことができる期間は売買契約締結後6か月以内とし、当該期間を経過した場合は、当社は売買契約を解除することができません。

第14条（お預かり期間）

- （1）当社が商品査定後、利用者に対し査定額を通知した日の翌日から起算して、8日が経過しても、利用者より返答がない場合、その他時期にかかわらず、当社において利用者が商品を売却する意思がないと判断した場合は、当社は、利用者に対し、申込時の住所に商品を返却するものとします。

第15条（禁止行為）

利用者・契約者は、本サービスの利用に際して、下記の行為を行ってはならないものとします。

- （1）利用の際に虚偽の内容を申請する行為
- （2）第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- （3）本サービスに迷惑・損害を与える行為
- （4）他の利用者への迷惑行為

- (5) 法令に違反する行為
- (6) 本規約に違反する行為
- (7) その他当社が不相当と判断する行為

第16条（本サービスの利用拒絶）

- (1) 当社は、利用者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、利用者に対して本サービスの提供を拒絶することができます。
 - ①利用者が実在しない、未成年であるとき
 - ②利用者が本規約のいずれかの規定に違反したとき
 - ③利用者が、過去に本利用規約の違反等により、本サービスの利用を拒絶されたことがあるとき
 - ④利用者が制限行為能力者であって、本サービスの利用の際に法定代理人、保佐人、補助人の同意等を得ていないとき
 - ⑤その他利用者に対する本サービスの提供が相当でないと当社が判断したとき

第17条（免責事項）

- (1) 当社が商品を預かり中に、商品の紛失・破損等があった場合は、当社に故意または重大な過失がある場合に限り、当社の買取査定基準に従い、当社における販売価格を上限として補償します。
- (2) 商品の価値に直接係わらないと当社が判断する付属品（値札、レシート、紙袋等その他一切の付属品）及び商品の中に混入する物品・金銭等関しては一切の責任をおいませぬ。

第18条（反社会的勢力の排除）

利用者は、当社に対し、次の各号に掲げる内容を表明し、保証します。

- (1) 利用者又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。）、支配株主その他経営に実質的に関与する者が、現在及び将来にわたって、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準じる者又はその構成員その他の反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持たないこと
- (2) 自ら又は第三者を利用して、現在及び将来にわたって、次の行為をしないこと
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

オ その他、アないしエに準ずる行為

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約の締結をするものではないこと

第19条（個人情報）

個人情報の取扱いについては、当社が別に定める「個人情報の取扱いについて」にて適切に取扱います。

第20条（分離可能性）

本契約に基づく各条項のいずれかが無効であったとしても、他の条項の有効性には何らの影響も及ぼさないものとします。

第21条（準拠法及び管轄について）

- (1) 本規約は日本法を準拠法とし、日本法によって解釈されます。
- (2) 本規約に関する一切の紛争は、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一番の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（規約の改定）

- (1) 当社は、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、本規約を変更する必要がある場合には、民法第548条の4（定型約款の変更）に基づき、本規約を変更することができます。
- (2) 当社は、前項の規定により本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、効力発生日までに、当社のウェブサイトへの掲載その他の方法により以下の事項を周知するものとします。
 - ①本規約を変更する旨
 - ②変更後の本規約の内容
 - ③効力発生日

附則（令和3年2月1日）

本規約は令和3年2月1日から適用されます。